

開 発 行 為 等 に 関 す る 申 告 書											
1	申告書提出年月日		年 月 日		7 建築の区分		ア 新 築				
2	建築確認申請者住所及び氏名						イ 用途の変更を伴う改築				
3	敷地となる土地を含む区域の都市計画の区域区分		ア 市街化区域 イ 市街化調整区域 ウ 非線引区域				ウ 用途の変更を伴わない改築 エ 増 築				
4	敷地となる土地の面積		㎡		8 建築(新築・改築・増築)床面積		㎡				
5	建築を行うために開発行為を伴うことの有無		ア 伴う イ 伴わない		9 用途の変更を伴う改築床面積		㎡				
6	開発行為を伴う場合の開発区域の面積		㎡		10 建築物の用途						
11 敷地となる土地の表示	所 在		地 番		地 目		面 積				
							㎡				
12 都市計画法第二十九条または四十三条に関する事項	(1) 域 市 街 化 区 域 市 街 化 区 域 調 整 区 域 非 線 引 区 域	ア 都市計画法第29条第3号に規定する公益施設の建築				(2) 非 市 街 化 区 域	市街地開発事業区域内における建築		(ア) 土地区画整理事業区域内		
		イ 都市計画施設の整備に関する事業区域内における建築					イ 既存(従前)の建築物の敷地における建築		(イ) 工業団地造成事業区域内		
		ウ 市街地開発事業でない土地区画整理事業区域内における建築					[3,000平方メートル(政令で定める規模)]		未 満 の ウ 1,000平方メートル(政令で定める規模) } 造成地 (道路位置指定等)における建築		
		エ 公有水面埋立事業竣功許可前の土地における建築									
		オ 非常災害のため必要な応急措置としての建築				(3) 調 整 区 域	ア 法第43条の許可を受けた建築物の建築				
		カ 車庫・物置等附属建築物の建築					イ 開発行為を伴わない増築				
		キ 開発許可を受けた造成地における建築					ウ 用途の変更を伴わない改築				
		ク 住宅地造成事業許可等を受けた造成地における建築					エ 政令第20条第1号から4号までの農林漁業用建築物				
	(4) 市街化調整区域内		ア 農林漁業住宅または政令第20条第5号の90平方メートル以内の農林漁業用建築物								
			イ 物品の販売等を行う50平方メートル以内の店舗、事業場等で業務用の面積が2分の1以上(開発行為を伴う場合は、敷地100平方メートル以内)のものの建築(政令第22条第6号、第35条第3号)								
	(5) 未線引区域内		[3,000平方メートル(政令で定める規模)]								
	市街化区域内で(1)および(2)以外の		[1,000平方メートル(政令で定める規模)]				以上の開発行為を伴う建築物の建築				
(6) 市街化調整区域内で(1)から(4)までに掲げる土地の区域以外の土地における建築または(1)から(4)までに掲げる建築物以外の建築											
摘 要											
13	農地転用の許可又は届出受理の番号および年月日										
※ 確 認 欄	上記事項につき確認したところ				1 都市計画法第3章第1節の規定に適合すると認める。 2 別途、知事の発行する証明書の添付を必要と認める。 3 都市計画法に基づく許可(第 条)を受ける必要を認める。						
	市町村開発許可担当部課		課 長		副課長		班 長		班 員		年 月 日
	土 木 事 務 所		所 長		課 長		主 任				年 月 日

備 考

- この申告書は、都市計画法施行規則第60条に代えるものです(12の(4)欄については、別途証明書必要。)
- ※印のある欄は記載しないこと。
- 3・5・7及び12欄は、該当するものの記号を丸で囲むこと。
- 12の(4)欄に該当するものは、別途知事の証明書を受けてから建築確認を受けること。
- 12の(6)欄に該当するものは、別途許可を受けてから、建築確認を受けること。
- 12の摘要欄には、許可・認可・検査等関係する手続きについて、番号・年月日等(開発許可にあつては、予定建築物、その他の条件等を含む。)必要な事項を記載すること。
- この申告書の提出にあたっては、建築確認申請者自身で所要の事項を記載し、その記載事項について市町村開発許可担当部課の確認を受けてから、建築確認申請書に添付して提出してください。
- 非線引区域とは、市街化区域、市街化調整区域の指定のない都市計画区域をいう。
- []については、未線引区域の建築物について読むものとする。